平成２７年（フ）第７４３号
千葉市美浜区高浜１丁目12番３棟201号
債務者　濱津　　悟
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３４１号
相模原市中央区田名8564番地３
債務者　尾崎　貴久
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３５２号
相模原市緑区西橋本２丁目23番９号
債務者　佐々木彩織
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５９号
新潟県上越市国府４丁目３番16号　クリスタルハイツＦ棟103号、前住所新潟県上越市大字灰塚738番地10
債務者　川野　英介
1　決定年月日時　平成27年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第４８号
三重県松阪市久保町1855番地1293　ガーデンピスケス208、住民票上の住所大阪府吹田市東御旅町10番14―705号
債務者　井上寿美子
1　決定年月日時　平成27年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第６９０号
京都市伏見区淀本町206番地９　ＮＳマンション202
債務者　山口　達也
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８３３号
京都府長岡京市長岡２丁目22―27　グランドール長岡京208、前住所京都府長岡京市開田１丁目10番15号　シェモア19　305
債務者　中村　将弥
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８８８号
京都市伏見区桃山町養斉１番地１　ライオンズマンション桃山南口110号、前住所京都市伏見区石田森南町34番地　醍醐石田団地29―707
債務者　角田　浩士
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８９３号
京都市南区上鳥羽仏現寺町１番地　帝産寮403号
債務者　松井　繁和
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８９４号
京都市山科区御陵進藤町22番地３　岡本マンション206
債務者　小池真奈美
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９００号
京都市伏見区深草大亀谷万帖敷町546番地３
債務者　杉本　康晴
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９０１号
京都市伏見区深草大亀谷万帖敷町546番地３
債務者　杉本　理絵
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２９号
京都府南丹市園部町小山西町五合山20番地19、前住所京都府亀岡市大井町並河２丁目９番19号　グリーンハイツパート３　120号室
債務者　坂元ジェラルディンこと　ＳＡＫＡＭＯＴＯ　ＧＥＲＡＬＤＩＮＥ　ＳＩＤＥＮＯ
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２７年（フ）第６０９号
堺市北区百舌鳥梅北町３丁125番地140
債務者　碓井　初美
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７２７号
堺市堺区北向陽町１丁３番26号
債務者　新垣　和美
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７４８号
大阪府富田林市宮甲田町８番２号
債務者　安井　由紀
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８２１号
堺市中区深井沢町3126番地　グランドール深井302号
債務者　城内美江子（旧姓井辻）
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係